

平成30年度第3回 北海道中山間地域等直接支払制度検討会
【議事録】

日 時：平成31年3月5日（火）13:30～15:15

場 所：道庁別館西棟 3階1号会議室

出席者：岡田佳菜子 様、長南史男 様、志村華子 様、長野州一 様、波多野真義 様、
山梨光訓 様(五十音順)
道推進協議会事務局2名、道5名

1 開会

2 議事 (○：構成員、●：道)

(1) 平成30年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

[道から資料1により説明]

- 草地転換面積の増減について交付金に関係しているか。
- 「草地比率の高い草地」の対象地域でも畑から草地への転換、草地から畑への転換の両方があるが、交付金の交付対象にならなくなるとしても草地からデントコーンへの作付けに切り替える面積の方が少し多い。

(2) 平成31年度中山間地域等直接支払交付金の実施予定について

[道から資料2により説明]

- 平成31年に実施協定数の一つ増える予定となっているが、どの地域か。
- 旭川市の旧東旭川町で新規実施予定であり、後ほど議事(5)で詳細を説明させていただきたい。

(3) 平成31年度中山間地域等直接支払交付金の制度内容について

[道から資料3により説明]

- 個人受給額の条件緩和の内容について説明してほしい。
- 集落協定に交付された交付金のうち、集落協定から個人配分として農業者に配分する際の一人当たり上限額が、現在の250万円から500万円に引き上げられることとなった。
- 平成31年度の試行加算について、道内ではどの地域からどのような実施要望が上がってきているのか。
- 「ア. 人材活用体制整備型」は他産業や福祉事業所との連携による労働力確保(道東)、「イ. 集落機能強化型」は地域担い手研修センターとの連携体制(道央)、「ウ. スマート農業推進型」はドローンやGPS自動操舵装置など省力化技術の導入(道央)。3メニュー

一計 12 地区程度から要望が上がっている。

- アのメニューの他産業との連携では外国人人材の活用も考えられるのか。
- 建設業では外国人人材も活用していると聞くので、連携を進める中で、農業分野でも今後活用されていくかもしれない。
- イのメニューの担い手とは、主に新規就農者を対象とした取り組みか。
- 就農希望者に対する研修の充実に向けた取組を想定している。
- ウのメニューのスマート農業は主に水田地帯で活用されるものというイメージがあるが、中山間直接支払の交付対象となるような条件不利地域ではどのように活用されることを想定しているのか。
- 傾斜のある農用地においてドローンを活用して農薬散布を行う場合などには省力化を図ることができる。
- 今回は試行加算とのことだが、次期対策からは試行的なメニューではなくなるのか。
- 次期対策への円滑な移行を図るための試行的な措置として平成 31 年度は国費定額で実施される。次期対策からは、加算措置の一つとしてメニュー化される可能性もある。
- 今回の試行加算実施のために新たな予算が積み上げられる訳ではないのか。
- 平成 31 年度の国費予算は前年度と同額であるため、交付金本体も含め予算の範囲内で実施されることとなる。
- 試行加算の実施にあたっては全国のモデルとなるような取組を想定しているとのこととで一步踏み込んだ形だが、国からはこれまでの取組よりもハードルの高い内容が求められることになるのか。
- 国における実施地区の選定にあたり、取組目標を掲げた上で全国のモデル地区となるような先進的な取組と見なされたものが優先的に採択されることになると考えられる。
- これまで無かったような新たな取組が全国から上がってくることを期待する。

(4) 最終評価の実施スケジュールについて

[道から資料 4 により説明]

- 事前調査のうち、一農業者当たり交付上限額 100 万円を超える者の把握を行うのはどのような理由か。
- 第 3 期対策における交付上限額は 100 万円だったが現行の第 4 期対策の開始に当たって 250 万円に引き上げられた経緯があるため、現対策において交付金配分額の上昇した農業者がどの程度いるのかを把握するためと考えられる。
- 事前調査において、対象農用地を有するが本制度に取り組みしていない理由を聞くこととしているが、北海道においてはどのような理由が考えられるか。
- 農業者の高齢化により地域における農業生産活動の継続に不安がある場合などには、集

落協定を締結するのが難しいというようなことがあるかもしれない。

- 道の最終評価結果書をこの検討会で評価していただいた上で5月末までに国に報告する必要があるため、新年度第1回の検討会を5月20日の週に開催させていただきたい。

【検討会構成員より了承】

(5) 北海道特認地域の独自基準の見直しについて

[道から資料5により説明]

- 新たに特認地域になるためには、まずは市町村から手を上げることになるのか。
- 地域から交付金の新規実施の要望があった場合、その地域が5法地域外であり道の特認基準にも合致していない場合は、その地域の条件不利性を検討した上で道が特認基準の新たな要件を設け、その要件を満たす特認地域として制度に取り組むこととなる。
- 今回、旭川市の旧東旭川町から新規実施要望があったきっかけは、財政力指数の要件が見直しになったからか。
- 旧東旭川町の東部地域においては傾斜のある農用地において農業が営まれていたため、以前から特認地域として制度に取り組みたいという要望があったが、道の特認基準の要件に合致していなかったことから、どのような形であれば取り組むことができるか検討を行ってきたところ。今回、旧東旭川町のうち要件を満たすセンサス集落単位で対象地域を設定して取り組むこととし、新規実施要望があったもの。
財政力指数については、平成29年の過疎法改正による財政力要件の見直しを反映して道の特認基準の要件を変更したいと考えている。
- 特認基準の財政力指数要件の見直しによって、今後、旭川市以外の市町村からも新規実施要望が上がってくることになるのではないか。
- 全道市町村の財政力指数の状況を調べた結果、特認基準の財政力指数要件を見直すことによって新たに要件クリアとなる市町村は旭川市を含む3市町のみ。うち、倶知安町は以前より農林統計上の中山間地域であるが制度は実施しておらず、音更町は5法地域と地理的に接しているという要件を満たさないため、旭川市のみが該当となる。
- 旭川市の旧神楽町と旧神居村においても平成32年以降の新規実施が検討されているとのことだが、今回の特認基準の変更内容は、それらの地域も含め旭川市として基準に適合するものという考え方で良いか。
- そのとおり。
- そもそも財政力指数とは何か。
- 地方公共団体の財政力を示す指標として財政の収入額と需要額を基に算出し、総務省が毎年度、地方公共団体ごとの財政力指数を公表している。
- 旧東旭川町では以前から実施要望が強かったのか。

- 平成 17 年頃より市に対して実施要望が上がっており、旭川市としては当初、旧東旭川町全域を範囲とする集落協定を想定していたが、市の中心部に近い西部地域は比較的平坦であり、傾斜のある農用地は東部地区に偏っているため、なかなか旧東旭川町全域としての条件不利性を示すことができなかった。今回、旧東旭川町のうち道の特認基準を満たすセンサス集落のみで協定を締結する予定であることから、地図で見ると旧東旭川町の東側の範囲が実施予定地域となる。
- 旧東旭川町としての財政力指数のデータは無いのか。仮に、旧東旭川町の財政力指数が要件をクリアしているのであれば、今回、特認基準を変更する必要はないのではないかと。
- 財政力指数は現在の市町村単位で公表されるため、旧東旭川町のみ指数というものはない。財政力指数は、地方交付税の算定に用いる地方公共団体の財政収入額と財政需要額を基に算出されているので、これを旧市町村単位で算出するのは実際には困難と思われる。
- 今後、過疎法が改正となって財政力要件が見直された場合は、道の特認基準の財政力指数要件も見直すことになるのか。
- そのようになる。
- 旧東旭川町の東部地域は、昨年 7 月の大雨で河川の氾濫などの被害に遭われた地域。気象災害に弱い地域であるので、他の制度も含めて支援できるものがあればよいと思う。
- この地域は一昨年も大雨被害を受けているが、以前より河川改修等の基盤整備があまり進んでいなかった。それだけ条件が悪い地域であるのは間違いなく、基盤整備等も含めて重点的に支援をしていく地域としている。あとは、中山間地域直接支払交付金も活用しながら、この地域で農業生産活動が継続されていくように支援をしていきたい。
- 旭川市では、旧東鷹栖町において平成 13 年から特認地域として取り組んでいるが、地域における合意形成、また、市の新たな財政出動に伴う合意形成ができていなかったため、旧東旭川町での実施に向けた検討がなかなか進んでこなかった。今回の実施要望に至る大きなきっかけの一つとして、隣接する東神楽町が特認地域として平成 27 年から制度に取り組み始めたことを受けて旧東旭川町内の農業者等のモチベーションが上がったことが考えられる。この制度では、地域で集落協定をきちんと締結できるか、また、農業者の方々が中心となって集落協定に沿った活動をしっかり行えるかということが大事になる。
- (座長) 北海道特認基準の今回の変更案について、検討会として了承してよろしいか。
【全員一致で了承】

3 その他

4 閉会